

ID: 184

担当部署: 都市建設課

<b>処分の概要</b>	駐車場の使用料の減免及び徴収猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町営住宅条例 第49条第3項		
<b>例規番号</b>	平成9年条例第21号		
<b>【基準】</b>			
第49条及び柴田町営住宅条例施行規則第30条の規定による。 (使用料)			
第49条 駐車場の毎月の使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。			
2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の使用料の額を変更することができる。			
(1) 物価の変動に伴い使用料の額を変更する必要があると認めるとき。			
(2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。			
(3) 駐車場について改良を施したとき。			
3 町長は、第1項の規定にかかわらず、使用者(同居者を含む。以下この項において同じ。)の収入が著しく低く、かつ、使用者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。			
4 前項の規定による使用料の減免の基準等必要な事項は、規則で定める。			
(使用料の減免又は徴収の猶予の基準等)			
第30条 条例第49条第3項の規定により、使用料の減免又は徴収の猶予を行う場合の基準は、次に定めるところによる。			
(1) 収入の程度 使用者又は同居者の収入が基準額以下であること。			
(2) 使用者又は同居者の状況 第24条に規定する条件を満たしていること。			
2 前項の基準を満たす場合においては、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、使用料の減免又は徴収の猶予を行う。			
(1) 使用料の支払能力が3月以内に回復すると認められる者 徴収の猶予			
(2) 条例第15条第1項の規定により家賃を免除されている者 使用料の免除			
(3) その他の者 使用料の半額を減額			
3 使用料の減免又は徴収の猶予を行う期間は、1年を超えない範囲内において、町長が使用者の事情を考慮して定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を延長することができる。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

